【白転車の乗り方〇×クイズ】

改正道路交通法(2015年6月1日)から

第1問: 自転車に乗っているとき、スマートフォンでのメールやSNSは禁止である。また、かかってきた電話に出ることも禁止である。

【解答】 (道路交通法第71条)

- ※歩行者との重大な死亡事故等の原因はこれが多い
- ※罰則:3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

第2問: 自転車に乗って音楽を聞くので、イヤホーンを使いたい。両耳にイヤホーンをした ら危ないのでいけないが、片耳ならしてもよい。

【**解答**】 X (道路交通法第71条)

- ※罰則:3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ※各都道府県の条例により、摘発の判断がわかれる。違反とならない地域もあるが、危険なので止めたほうがよい
- ※熊本県の場合(熊本県道路交通規則)

高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホーン等を使用してカーラジオを聞く等安全運転に 必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための 指令を受信するためイヤホーン等を使用するときは、この限りでない

第3問: 自転車に乗って傘をさしながら運転するのは危険であるから禁止だが、傘を固定 器具で固定すれば自転車を運転してもよい。

【解答】 🗙 (道路交通法第71条)

- ※固定器具であっても風でバランスを崩す恐れがあり、積載制限の違反になるので運転できない
- ※傘等、視界が悪くなるものを手で持つこと、担ぐこと自体が禁止
- ※罰則:3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

第4問:車の量が多い、少ないに関わらず、自転車の並走は禁止である。

【解答】 () (道路交通法第19条)

※罰則:2万円以下の罰金

※ただし、道路標識等により並進することができることとされている 道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並 進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することと なる場合においては、この限りでない。(道路交通法63条の5)



第5問:道路に一方通行の標識があった。これは、自動車に示した標識である。

【解答】 🗙 (道路交通法第8条)

- ※自転車も車両なので自動車と同様、標識を確認する習慣を身に付けることが必要
- ※罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ※ただし、補助標識で「白転車を除く」と表記してあれば通行は可能

《その他参考》

◎自転車も一時停止無視禁止

【道路交通法第43条】

- ※自転車も車両なので自動車と同様、標識を確認する習慣を身に付けることが必要
- ※罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ※ただし、補助標識で「自転車を除く」と表記してあれば一時停止はしなくてよい

◎歩行者にベルを鳴らすこと禁止

【道路交通法第54条第2項】

- ※危険を防止するために、止むを得ない状況を除き、ベルを鳴らすことは違反
- ※罰則:2万円以下の罰金

◎自転車に乗って犬の散歩禁止

【道路交通法第71条】

- ※犬が突然走り出すかもしれないので危険
- ※罰則:3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

◎夜の無灯火運転禁止

【道路交通法第52条】

電球、電気がついているか確認することが必要

※罰則:5万円以下の罰金

◎右側通行禁止

【道路交通法第71条】

- ※自動車と同じく左側を走行すること
- ※自転車道がある場合はそこを走ること
- ※罰則:3 か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

◎自転車は歩道を走ることの禁止

【道路交通法17条】

- ※基本的に「標識で許可された場所」「運転者が13歳未満、または、70歳以上の高齢者か身体が不自由な場合」「交通状況から止むを得ない場合」を除き、歩道を走行することは禁止
- ※歩道を走る場合は「車道側を徐行」しなければいけない
- ※路側帯を走る場合は歩行者がいる場合、自転車が進路を譲らなくてはいけない
- ※罰則:2万円以下の罰金

◎自転車も飲酒運転禁止

【道路交通法第65条】

- ※自転車も車両なので飲酒運転は厳罰
- ※罰則:5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

◎児童のヘルメット着用の努力義務

【道路交通法第63条】

※児童又は幼児を白転車に乗車させる場合、保護者にはヘルメット着用の努力義務がある

◎講習の受講

※3年以内に2回違反をしたら、講習を受講しなければならない